

男鹿市告示第126号

男鹿市灯油購入費緊急助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市灯油購入費緊急助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、燃油価格の急激な高騰が低所得世帯等の家計を圧迫する懸念が高まっていることから、低所得世帯等に対し、灯油の購入費の一部として助成金を支給することにより、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 支給対象者は、令和5年12月1日（以下「基準日」という。）において、男鹿市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯の世帯主及び令和5年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税世帯並みの水準となった世帯の世帯主

とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1世帯当たり8,000円とする。

(必要書類の提出)

第4条 助成金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、必要書類を令和6年2月29日までに市長に提出しなければならない。

- 2 世帯主が助成金の受取人となることができない特別な理由がある場合は、代理によることができる。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による必要書類の提出を受けたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該者に対し、助成金を支給するものとする。

- 2 市長は、必要書類の内容を確認した結果、助成金の支給要件に該当しないと判断したときは、当該者に対し、助成金を支給しない旨の通知をするものとする。

(支給の方式)

第6条 助成金は、書類提出者名義の金融機関口座に振り込むものとする。ただし、口座振込によることができない特別な事情がある場合は、現金で支給することができる。

(申請の例外)

第7条 前3条の規定にかかわらず、市長は、第2条に規定する支給要件を満

たすことが確認できる世帯として別に定めるものに対し、支給の申込みを行うものとする。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けたときは、受給の拒否又は登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込みの通知に定めた日までに前項の申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、助成金を支給するものとする。

(決定の取消し及び不当利得の返還)

第8条 市長は、虚偽その他不正の手段により第5条第1項に規定する支給の決定を受け助成金の支給を受けた者に対し、決定を取り消し、支給を行った助成金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この告示の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 この告示の施行に伴い、男鹿市灯油等購入費緊急助成事業実施要綱（令和3年男鹿市告示第98号）は、廃止する。

(この告示の効力)

3 この告示は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。